内閣府独立行政法人評価委員会 国民生活センター分科会 第40回議事録

内閣府消費者庁地方協力課

第40回内閣府独立行政法人評価委員会国民生活センター分科会 議事次第

日時:平成26年2月6日(木)10:01~10:53

場所:消費者庁 記者会見室

1. 開 会

2. 議 題

- (1)独立行政法人改革等に関する基本的な方針について
- (2) 各事業年度の業務の実績に関する評価基準について
- (3) 平成25年事業年度業務実績項目別評価表(案) 及び総合評価表(案) について
- (4)役員退職金に係る業績勘案率(案)について
- (5) その他

3. 閉 会

○升田分科会長 皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから「内閣府独立行政法人評価委員会 第40回国民生活センター分科会」を開催いたします。

本日の分科会は、内閣府独立行政法人評価委員会令第6条の定足数の要件を満たしており、有効に成立しております。

それでは、最初に事務局から、本日の配付資料につきまして御説明をお願いいたします。 〇消費者庁地方協力課和智永課長補佐 それでは、配付資料の確認をさせていただきます。 まず、資料1といたしまして「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」。これは昨年12月24日に閣議決定されたものでございます。

続きまして、資料2といたしまして「独立行政法人国民生活センターの各事業年度の業 務の実績に関する評価基準」という資料がございます。

続きまして、資料3といたしまして「独立行政法人国民生活センター平成25事業年度業務実績項目別評価表(案)」という折り込みの資料がございます。

続きまして、資料4として「独立行政法人国民生活センターの平成25事業年度における 業務実績の総合評価表(案)」という資料がございます。

続きまして、資料5として「独立行政法人国民生活センター役員退職金に係る業績勘案 率(案)について」という資料がございます。

続きまして、資料6として今後の予定「内閣府独立行政法人評価委員会及び分科会の開催予定(案)」という一枚紙がございます。

参考資料といたしまして、参考1として「平成24年度における内閣府所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」という資料がございます。

最後に、参考2といたしまして「内閣府所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について」という資料がございます。

配布資料としては以上でございます。過不足等ございましたらお申しつけください。 〇升田分科会長 ありがとうございました。

それでは、今、お話ありましたように、不足の分がありましたらお申し出いただければ と思います。

それでは、早速ですけれども議事に入らせていただきます。

まず、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」について、事務局から御説明をお願いいたします。

○消費者庁地方協力課村松課長 資料1をご覧ください。独立行政法人改革等に関する基本的方針ということで、こちら、長らく検討されてまいりました独立行政法人の改革につきまして、基本方針が昨年末の閣議決定で決まりましたので、こちらをまず御紹介したいと思います。

最初のページをご覧ください。

改革の目的でございますけれども、3つ目の○にございますとおり「独立行政法人制度

を導入した本来の趣旨に則り、大臣から与えられた明確なミッションの下で、法人の長の リーダーシップに基づく自主的・戦略的な運営、適切なガバナンスにより、国民に対する 説明責任を果たしつつ、法人の政策実施機能の最大化を図るとともに、官民の役割分担の 明確化、民間能力の活用などにより官の肥大化防止・スリム化を図ること」とされており ます。

これを踏まえまして、類型としましては、次のページにございますとおり、新たに3つの法人類型が示されたところでございます。

1つ目が、中期目標管理型法人でございまして、1の①にございますとおり「国民向けサービス等の業務の質の向上を図ることを目的とし、中期目標管理型により高い自主性・自立性を発揮しつつ、事務・事業を行う法人」でございます。

2つ目が、研究開発型の法人ということで、研究開発業務を行う法人でございます。

3つ目が、単年度管理型法人でございまして、③にございますとおり「国の相当な関与の下に国の行政事務と密接に関連した事務・事業を確実・正確に執行することを目的とし、役職員に国家公務員の身分を付与した上で、国の単年度予算管理と合わせた単年度の目標管理により事務・事業を行う法人」ということで、3つの類型とされたところでございます。

それから、ガバナンスでございますが、その次のページをご覧ください。

「2. PDCAサイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築」ということで、(1)の最初の○にございますとおり、新たな制度におきましては、主務大臣が法人の業績評価を実施する仕組みとされるということでございます。これによりまして、主務大臣のもとでの政策のPDCAサイクルを強化するとともに評価手続の効率化を図るということで、それを踏まえまして、2つ目にございますように、法人に対して業務運営の改善命令も行うことができるというような権限も付与されるというところでございます。

それから、各独法の扱いでございますけれども、すみません、ページがなくて恐縮でございますが、しばらく後ろのほうです。(別紙)というところで「各法人等について講ずべき措置」というのが決められているところでございます。

その次の最初のページでございますけれども、国民生活センターにつきましては、3類型のうち中期目標管理型法人とするとされたところでございます。

各論といたしましては、相模原研修施設につきましては廃止ということで、現在、研修につきましては外部施設を使っているということでございますけれども、かえって予算がかかるという点等がございますので、相模原研修施設につきましては、再開に向けまして施設の利用見込み、長期を含めたコスト等を総合的に勘案した上で、夏までに結論を得るということが決められたところでございます。

それから、東京事務所につきましては、合築されている品川税務署の移転計画が撤回されたことから、引き続き当事務所において業務を実施するとされたところでございます。

以上が、今回の独法改革の基本的な方針の概要でございます。

○升田分科会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

ございましたらどうぞ。

○沼尾分科会長代理 すみません。この間の状況をちょっとよくわかっていなかったのですけれども、再び相模原研修施設を再開して、東京事務所についてはそのまま業務ということで、本来の形に戻ったということでしょうか。国センが、すごく国の政策変更にその都度振り回されているところがあるように感じます。通常の業務がこれだけ増えている中で、体制を見直したり、また戻ったりというようなことですね。本当に大変だろうと思いながらお話を伺いました。

それから、評価については、今後、内部評価の形に変えていくということになり、評価 委員会自体はもうなくなるという理解でよろしいのか、確認させて下さい。

- ○升田分科会長 いかがでしょう。
- ○消費庁地方協力課村松課長 今、この基本方針で定められておりますのは、一義的には 業績評価につきましては主務大臣が行うということでございます。

あとは「2. PDCAサイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築」の次のページの(4) にございますとおり、総務省に第三者機関を設けて、さらにチェックを行うというような仕組みになるとされているところでございます。

- ○沼尾分科会長代理 ありがとうございます。
- ○升田分科会長 いかがでしょう。よろしいですか。
- ○沼尾分科会長代理 はい。
- ○升田分科会長 国民生活センターのほうはいかがでしょうか。確かにあちらに行ったり こちらに行ったりというところはあると思います。
- ○国民生活センター松本理事長 そういう点はございますけれども、現実の我々の一番の関心は、この報告、閣議決定で言いますと、ページが書いていないですけれども、3. (1)の内部ガバナンスの強化というところの○の4つ目とか、あるいはその左側ページの「①中期目標管理型法人における評価手続」の○の1つ目のようなところでありまして、現在、国民生活センターは5年間の中期目標期間で、しかし、法人の長の任期というのは4年なのですね。そうしますと、この○の4つ目の「中期目標の達成に責任を持たせるため、法人の長の任期を中期目標期間に対応させる」という方針のもとであると、目標期間を4年にするのか、それとも長の任期を5年にするのか、それとも両方この際一気に3年に短くするのかという3つの選択肢があると思うのですが、そういうあたりはどういうふうに決まっていくのだろうかということです。

それから、中期目標期間の最終年度のうちにもう業績評価をしてしまうという方針が左側の頁に出ているわけで、そうなりますと、例えば5年計画であれば実施上4年で評価が

される。4年だと3年、3年だと2年で評価がされるということになって、かなり評価の 前倒しになるという気がしているとところです。それとの関係で、国民生活センターの場 合に何年ぐらいが一番適切なのかという議論が出てくるのではないかなと思っております。

あわせて、この後の議論にもなりますけれども、中期目標期間を変えるということであれば、既に今、動いている中期計画についてももう一度再点検といいましょうか、再度検討し直すのか、それとも、現在動いている分が終了するまでは現在どおりのままでいって、その次のサイクルからここに書いてある新たなガバナンスとか評価のやり方に変わるのかといった、技術的なところが一番気になっているところでございます。

○升田分科会長 確かに今、御説明ありましたように事柄は一見技術的思想ですけれども、本質的な部分を相当含んでいると思いますので、これは消費者庁のほうともよく検討していただくしかないと思いますし、合理的な方法をやはり編み出していかないといけないと思いますので、そういった調整を今後の課題ということにいたしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○升田分科会長 ありがとうございました。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

資料2の各事業年度の業務の実績に関する評価基準につきましては、前年度の評価結果 などを踏まえ、必要に応じて見直すということにしております。

例年どおりのものですけれども、何かここを改めたほうがよいというような御質問等ございましたらお申し出いただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

前回、別の会議で「S」をつけたらどうのこうのという、ここでは「Aプラス」という ことにいたしております。

これでよろしゅうございますでしょうか。

(「はい」という声あり)

○升田分科会長 ありがとうございました。

それでは、特段修正すべきとの御意見はないということですので、原案どおり承認されたということにいたしたいと思います。

まだこれに基づき今後の作業を進めさせていただきたいと思います。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

平成25年事業年度業務実績項目別評価表(案)及び総合評価表(案)につきまして、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

○消費庁地方協力課村松課長 資料3、資料4でございます。

まず、資料3、項目別評価表(案)でございます。

こちらにつきましては、この夏評価いただきます25年度の業務実績の評価のための評価 表でございます。

右側に指標、評価基準、実績(記載事項)とございまして、基本的には、昨年夏に行わ

れてきました24年度の業務実績と同様の指標等としているところでございまして、各評価目標についての検討事項については検討状況、実施すべき事項につきましては実施状況を指標等としているところでございますけれども、昨年夏の24年度評価の際に各委員の先生方からいただきました御意見を踏まえまして、例えば利用者ニーズの把握ですとか、ニーズを踏まえた改善が必要な項目等につきましては、その点をつけ加えているところでございますし、単なる数値目標の達成だけではなくて、アウトカムの把握が必要という御意見もございましたので、そのような点につきまして、国民などがユーザーとなる施策の項目を中心に、御意見を踏まえました指標を追加してみたところでございます。その点を主に御紹介したいと思います。

しばらく飛びまして、3ページでございます。

真ん中左側に評価項目の項目がございまして、その欄で言いますと3つ目の欄になります。「『早期警戒指標』の活用」ということで「消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、新たな手口や悪質な手口、苦情相談が急増している事案などを早期かつ迅速に抽出するための『早期警戒指標』を活用し、指標に基づく情報を消費者庁、関係省庁、関係独立行政法人、消費者生活センターへ定期的に提供する」という項目でございます。

こちらの指標につきましては、従来は情報提供の実施状況だけでございましたけれども、 昨年の議論を踏まえまして「及び」ということで情報の活用状況の把握と、それを踏まえ た改善状況というところも含めて、指標として評価いただくということにしてはどうかと いうふうにしてございます。

同じく、その下の欄のポツでございますけれども「早期警戒指標の情報から重要な事案を発見して消費者被害の規模や内容、深刻度等を迅速に分析する『消費者生活相談早期警戒システム』(PIO-ALERT)の安定的な稼働を図るとともに、ユーザーである国や地方公共団体の消費者行政担当部局等のシステム利用促進のため、簡易説明資料を作成し、配布する」という項目でございます。

こちらにつきましても、簡易説明資料の配布状況に加えまして、利用状況の把握と、それを踏まえた改善状況という指標も追加してみているところでございます。

次でございますけれども、同じページの下から3つ目の欄でございます。

「(2)国民への情報提供の強化」の2つ目の項目でございまして「国民への情報提供に当たっては、悪質商法や製品事故などに寄る消費者被害の発生や拡大を防ぐ観点から、事業者名を含めた公表に積極的に取り組む」という項目でございます。

こちらにつきましても、公表の内容に加えまして、公表された案件の報道の状況という ところを追加してございます。

すみません。ちょっと手元のものとページがずれておりまして、大変失礼いたしました。 今の「早期警戒指標」が2ページの下の欄でございまして、続けて、今、申し上げまし た国民への情報提供につきましては、3ページ目の3つ目の欄でございました。大変失礼 いたしました。 その次でございますけれども、3ページ目の下から4つ目の欄でございます。

「『国民生活』について、内容の充実と満足度の向上を図るため、読者等へのアンケート調査を実施し、5段階評価で4以上の平均満足度の評価を得る」ということでございます。

こちらは、従前5段階の評価基準だけでございましたけれども、それに加えまして、その下の欄にございますとおり、「読者等へのアンケート結果の活用状況及びその結果を踏まえた改善状況」ということでも評価いただくということではどうかということで考えております。

それから、そのページの下から2つ目の欄でございます。

「ウ. 高齢者や障害者等への情報提供」「高齢者や障害者に加えて、それらの方々を支援する民生委員や介護関係者等を対象に、悪質商法や製品事故等に関するメールマガジン (高齢者版、子ども版)を発行する」ということでございます。

こちらにつきましても、メールマガジンの発行実績だけではなく、さらに「及び」ということで利用状況の把握のための手法の検討状況ということで、こちらについては、昨年も評価の中で利用状況の把握のための手法を検討するということでございましたので、その点を評価基準に加えたところでございます。

同じく、その下の「メールマガジン等の情報を活用した印刷物を作成し、民生委員や介護関係者、学校等に対して配付し、情報提供する」という項目につきましても、情報提供の実績に加えまして、利用状況の把握のための手法の検討状況ということをつけ加えているところでございます。

続きまして、5ページをご覧ください。

こちらは、機械的な数値目標の変更でございますけれども、上から3番目「相談対応等から得られた情報・知見を迅速に提供するため、『消費生活相談緊急情報』を『消費者行政フォーラム』に月2回以上掲載する」ということでございまして、月2回でございますので、評価のところを24回以上ということにしてございます。

それから、その下の欄でございますけれども「相談対応等から得られた情報・知見を迅速に提供するため、『製品関連事故情報』を『消費者行政フォーラム』に毎月掲載する」とございまして、こちらは毎月掲載でございますので、評価を12回以上としたところでございます。

次でございますけれども、6ページをご覧ください。

評価項目の上から2つ目の欄でございます。「研修コース毎に、受講者に対するアンケート調査を実施するとともに、受講者を派遣した地方公共団体へのアンケート調査を実施する。アンケート調査の結果は研修内容の充実に活用するとともに、受講者および地方公共団体から5段階評価で平均満足度4以上の評価を得る」ということでございます。

こちら、従前は数値の4段階評価だけでございましたけれども、それに加えまして、下のところに、研修事項及び地方公共団体宛てのアンケート調査の活用状況に加えまして、

今回その結果を踏まえた改善状況ということで、改善状況も評価の指標に加えたところで ございます。

以上が、今回からの主な変更点の案でございます。よろしくお願いいたします。

○升田分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして御質問、御意見等ございましたらお願いいた します。

昨年度の議論を踏まえて検討した結果、入れるものを入れてみたということです。 どうぞ。

○国民生活センター山形理事 私ども、実績を記入する立場でございますので、その観点でちょっと幾つか確認を含めて。これは一応事務局案ということで、事務局にお尋ねすればいいですか。

1つは、評価項目の中に「策定する」という文言が何箇所か見られるのですが、例えば 1ページ目の「(2)人件費」のところは「計画を策定する」、その次では下の(3)の 2つ目のポツで、2行目「見直し案を策定する」となっていますが、それに対して実績の 記載事項のところは、例えば先ほど申しました「(2)人件費」のところの「策定する」 に対しては、「達成」状況を記入しなさいと、ところが(3)の2つ目のポツは「策定す る」に対して具体的な「策定」状況を記入しなさい、となっています。

それから、もう少し行きまして、例えば6ページのところですと、下から2つ目の「④ 市場化テストの実施」のところは同じ「策定する」ですけれども、ここでは記載は「検討」状況を記入しなさいと。同じ「策定する」という計画に対して、書き方が違うので、これは単に内容は同じで文言の違いだけで中身は同じような趣旨で書けばいいのか、それとも内容ごとにそれぞれ考えなさい、ということなのかをちょっと教えていただいたいと思います。

あと2つお尋ねしたいのですが、まず、これはいかがでしょうか。

○升田分科会長 いかがでしょう。

これはあれですね。こんなこと言うと何ですが、前年度も同じ項目をやったということだと思うのですけれどもね。

- ○国民生活センター山形理事 ということは、前年どおりでよろしいということでよろしいですか。ちょっとほかのところで気になったところがあったので、もう一回ほかを見直してみて、あれと思ったものですから。
- ○消費者庁地方協力課和智永課長補佐 実績(記載事項)につきましては、達成状況、検討状況ということになっておりますが、例年こういう書きぶりですので、そこは例年どおりの書き方でよいかと思います。

ただ、人件費につきましては、もともと計画、政府における目標があったということから、それを踏まえまして、それを達成しているかどうかという観点から達成状況を記入ということになっていて、それ以外については、検討を自主的に行うような部分につきまし

ては検討状況ということで、計画のそもそもの、なぜこのような計画が記載されているか という背景を踏まえての実績の記載ぶりを書いておりますので、実績の記載事項の内容と しては例年どおりの記載で問題ないかと考えます。

○升田分科会長 ちょっとよろしいですか。

昨年の議論、個別に正確に記憶しているとは限らないのですけれども、非常に強い要請のもとに策定すべき課題と、そうでないといいますか、策定するほうがベターであるような項目もあったと思うのですね。ですけれども、それぞれの背景の状況は大分違う。つまり、難易とか要請の強弱というものがあるのだろうと思います。

それで、きょうのお話で昨年どおりの解釈でよろしいということだと思いますので、それ以上のことは我々のほうも議論しておりませんので、それは昨年どおりということでいかがでしょうか。

2番目、どうぞ。

○国民生活センター山形理事 それでは、次ですけれども、3ページ。先ほど「国民生活」のところで新たな指標を追加されたということなのですが、実はその上にアンケート調査で5段階評価で4以上の満足を得るということで、それに対する実績の記載事項が、母集団・標本数・標本抽出方法、調査方法及び回収率を細かく書けということで、これは本当に統計的に有意差を出すための、統計学的にちゃんときちんとこういうことまで書きなさいという御指示だったと思うのですけれども、ただ、一方で6ページの、これも先ほど指標は追加されておりますけれども、その上のいわゆる満足度、アンケート調査で5段階評価で4以上の満足度を得るという、ここについては単純に5段階の満足度を書きなさいと。それで「国民生活」のほうだけは非常に統計的な、どこまできちんと検討してやったのかそれも細かく書きなさいということになっています。

正直申し上げますと、読者アンケートについてここまでのサンプリングとかその辺まで 我々は想定していません。去年は、ちょっと数が少ないのではないかという御指摘を受け ましたので、そこは、対象をうんと増やして読者アンケートをとる。今、それをやってい るところなのですけれども、ここまでの記載事項を求められると、我々としても想定をし ていませんでしたものですからちょっと困ったなというところで、もし何か明確な意図が おありになるのであれば事務局としておっしゃっていただきたいし、趣旨は研修の満足度 と同じ趣旨なのですよということであれば、その辺はちょっと斟酌させていただきたいな ということです。

○升田分科会長 いかがでしょうか。

○消費者庁地方協力課和智永課長補佐 こちらの「国民生活」のアンケートの実績の母集団、標本数、標本抽出方法、調査方法及び回収率という点につきましては、以前の中期計画においても同じような記載になっておりまして変わっていないということで、実際に、昨年の実績報告書にも一応これを満たすような書きぶりになっているというかちゃんと書いていただいておるのですけれども、これが先ほど御説明のありました研修のアンケート

と何でこんなに違うのかという意図につきましては、研修のアンケートについては一応研修を受けている受講者というのが特定されている。一方で「国民生活」のような読者アンケートの場合は、不特定多数の人が読んでいますので、そういった人にアンケート調査をする場合は、どういった母集団でアンケートをとったかというところが明らかにされないと、そのアンケートの満足度というのが果たして有効なものかどうか判断できないと、そういう観点からあえてこういった書きぶりにしているところなので、その部分につきましては従来どおりの記載で実績として書いていただければよいのではないかと考えております。

- ○国民生活センター山形理事 では、我々が昨年度の評価委員の方の御意見を踏まえて、 こういう工夫をして、これぐらいの数でやってこういう結果になっていますよ、という書 き方でよろしいということでいいですね。
- ○消費者庁地方協力課和智永課長補佐 そうです。
- ○升田分科会長 去年どおりの解釈ということですが、昨年度の議論を思い起こしますと、 どちらかというとセミナーに、研修に参加しておられる方について非常に高い満足度だと いうお話がありまして、だけれども気持ちの面でそれはそうかもしれないけれども、現場 に反映されているのですかというのがたしか主な議論であってですね。
- ○国民生活センター山形理事 要するに、結果の反映とかそちらのほうでしたね。
- 〇升田分科会長 そうですね。ですから、こちらのほうはおのずと回収、でも、強制的に やはり回収はできませんですから、その範囲でおやりいただくということだと思いますけ れども、そんなものでよろしいですか。

それでは、3点目。

○国民生活センター山形理事 もう1つが、これは6ページの資格制度のところなのですけれども、ここの3つ目の指標で「受験者数の状況及び受験者数増加のための取組状況」ということなのですが、御承知のように活性化基金をやって、相当に受験者がうんと増えたという状況があるのですけれども、一応もうそれで頭打ちになっていてなかなか増加が見込めない状況があるということ。

それからもう1つは、現実の話として登録している有資格者が4,600名ほどおるのですけれども、一方で、いわゆる就労したいけれどもできないという人が1,200名ぐらいいるということを把握しているのです。その中で単純にやみくもに増加ということだと、ちょっとどういうふうにすればいいかなと。それよりも、待機者がいる一方で無資格の相談員もいれば、有資格の相談員が少ないという地域もありますから、もっとそれよりも、今、一応15カ所以上ということでやっていますけれども、我々としては、発想としてもっと有資格者の少ないところに配慮したようなことも含めた利便性を、これのより向上を求めていくというあたりを指標にしていただいて、その結果としてその地域の有資格者がちょっと増えましたとか、その辺で我々のこの事業の評価をしていただければありがたいなということで、単純に増加ということでやると、ちょっと厳しい側面もあるかなということで、

これはお願いです。

- ○升田分科会長 これはいかがでしょう。
- ○消費者庁地方協力課村松課長 相談員資格につきましては、今、理事がおっしゃったように、有資格者は特に都市部には多いのですけれども地方には少ないということで、結果、地方の相談窓口には相談員さんの配置が難しいというところがございますので、やはり全体的にはぜひ国民生活センターが行っている相談員資格の試験の受験者をふやしていただいて、地方も含めて資格者をふやしてほしいという行政側の思いがあるところでございます。

ただ、こちらに書いておりますのは、受験者数増加のための取り組み状況ということで、 それは全体的な増加というところもあるかと思いますし、今、特に少ない地方における増加の取り組みというのもあろうかと思いますので、そこはそういう状況にぜひ取り組んでいただいて、基本的には、まずは地方における有資格者の増加、相談員の増加というところが大きな課題ですので、そういうニーズも踏まえた上での取り組みということをしていただければと思いますので、それは今の指標でも読めなくはないとは思うのです。

- ○国民生活センター山形理事 わかりました。要するに、全体をとにかくやみくもに増やせということではなくて、ポイントポイントでちゃんとそういう工夫をしていますかという、そういう指標という理解でよろしいですか。
- ○消費者庁地方協力課村松課長 そういう点が現在の行政ニーズということを踏まえますと、求められるところだと思います。もちろん全体の増加というところが必要ないということではなくて、やはり当面の当座の目標というか、必要性は特に地方というところでございますので、今、理事がおっしゃった開催箇所の増加というところも一つのその工夫かと思いますので、そういう点を踏まえて、ぜひ裾野の広がりというところを相談員資格の受験者の点ではお願いできればと考えています。
- ○沼尾分科会長代理 よろしいですか。
- ○升田分科会長 どうぞ。
- ○沼尾分科会長代理 御懸念の点ですが、この中期計画の評価項目のところに「各地の地理的条件に配慮した人材の供給」という言葉が入っていますので、その「各地の地理的条件に配慮した」という言葉を指標のところに盛り込むということではいかがでしょうか。 その上で受験者数の状況と受験者数増加のための取り組みということだと、こちらの計画の項目との整合性が図れると思います。
- ○国民生活センター山形理事はい、わかりました。ありがとうございました。
- ○升田分科会長 よろしいですか。

今、1 点修正につきましては、また具体的にこちらのほうで検討させていただきますが、 考えてみればそれだけ期待が高まっているという言い方は、御承知のとおり年々歳々新し い不正な取り引きやらいろいろな事故も起こっていて、いろいろやらなければいけない課 題というのはそれこそどんどん出てきている状況だと思いますので、そういう点を踏まえ て、先ほど御説明ありました「早期警戒指標」などはやはりいろいろな重要な問題として 多分受けとめておられると思いますし、そのほかにも全国津々浦々に確かに充実したそう いう事務をおやりになるというのは非常に重要だと思うのですけれども、いろいろな制約 のもとでということはありますが、その辺めり張りをつけてやはりやっていただければと いう気はいたします。

理事長、どうぞ。

- ○国民生活センター松本理事長 試験制度のところについては、まだ法案が出ていませんけれども、消費者安全法で新たな資格制度と試験制度が導入されるという方向でございます。そうなってくると、従来からやっている試験をたくさんの方に受験してくださいと言うだけでいいのかどうかは別の問題として出てくるという気がいたしております。今年度は従来どおりということで我々試験を行いますけれども、それ以降の制度がどうなるかということが現在のところ不透明な状況で、恐らく相談員を目指している人、資格取得を目指している人もさまざまな情報が流れてくる中で、従来どおりこの試験を受けようということになるかどうかはよくわからないというところがあります。
- ○升田分科会長 受験控えですか。
- ○国民生活センター松本理事長 それは全くわかりません。つまり、この試験に受かっていれば新しい制度でも資格があるというふうに移行措置がされるようなのですけれども、もう1つ上のランクとは必ずしも言えませんが、特定相談員という資格を取るためには新たな試験でないとだめだというような縛りがありますから、そういうあたり、受験される方がどういうふうに将来の自分の資格の位置づけを考えられるかという要素が入ってくるという気がいたします。
- 〇升田分科会長 環境の変化があるということですね。しかし、今のうちに取ったほうがいいと言えばみんな受験される可能性が高いというような話だと思いますが、ただ、先ほど理事長がおっしゃった特定何とかというのが法令用語としてやたら出てくるのですが、あれはわかりにくいといえばわかりにくいのですね。法律用語としてはわかりやすいのですけれども、一般にはなかなかわかりにくいところがあります。

状況はわかりましたけれども、そのほかの問題についてはいかがでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

国民生活センターのほうでは、そのほかはよろしいですか。

それでは、ありがとうございました。

先ほど1点だけ修正の点がありましたので、修文につきましては私のほうに御一任いただけたらと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○升田分科会長 それでは、その前提でお願いしたいと思います。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

平成25年7月31日付で、前理事長が退職されました。そのことに伴いまして、退職手当

に係る業績勘案率について、国民生活センターから算定の依頼を受けております。

役員退職金に係る業績勘案率につきましては、参考資料の2にございます「内閣府所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について」において「各独立行政法人の年度評価を実施している各分科会において審議し決定する」とされておりますことから、当分科会におきまして審議し、決定したいと思います。

それでは、事務局のほうから(案)につきまして御説明をお願いしたいと思います。

- ○消費者庁地方協力課村松課長 すみません。失礼いたしました。先ほど前の議題で資料4の業績総合評価表のほうを御説明し忘れましたので、すみません、資料4でございますけれども、こちらは従来どおり項目ごとに評価を記載いただくということで変更ございません。ちょっとこちらの御説明が漏れました。大変失礼いたしました。
- 〇升田分科会長 この表自体は前年どおりということですか。これはよろしいですね。 ありがとうございました。

それでは、今、申し上げました業績勘案率につきましてお願いいたします。

○消費者庁地方協力課村松課長 資料5でございますけれども、まずその前に参考2をご覧ください。

御検討いただきます役員の退職金に係る業績勘案率の仕組みを示したペーパーでございまして「1. 基本的考え方」にございますとおり「業績勘案率の算定にあたっては、退職役員の在職期間に対応する年度評価を基本とする」ということと「業績勘案率の算定にいては、各独立行政法人の年度評価を実施している各分科会によって審議し決定する」とされているところでございます。

算定方法につきましては、その下の2にございますとおり「退職した役員((2)を除く)が在職した各年度ごとに別紙により基準値を決定し、各事業年度毎の在職月数に応じて加重平均した値(小数点2以下は四捨五入)を業績勘案率とする」とされております。

ただし「当該役員の退職した日に属する事業年度における年度評価がなされていない場合の当該年度の基準値は、当該年度の当該役員が在職した期間の法人の業務実績の状況、前年度の業務実績との比較などにより決定する」とされているところでございます。

それでは、資料5のほうをご覧ください。

(案)といたしましては、2ページのところにありますとおり、理事長野々山宏の業績 勘案率は1.0とするということでございます。

その算定でございますけれども、まず5ページをご覧ください。

野々山前理事長の掌務事項の各年度における評価結果でございます。22年度、23年度、24年度。25年度につきましては、評価のほうはこれからでございますので仮の評価ということで、こちらにつきましてはそれまでの各年度の評価の実績。それから、資料5の後ろのほう、26ページ以降に在職期間中の具体的な実績をセンターのほうから出していただいておりまして、31ページ以降が25年度の4カ月間の実績というところでございます。こちらを踏まえまして、24年度までの実績と同じように評価82項目ということで仮評価という

ことでさせていただいているところでございます。

これを踏まえまして、算定式が3ページにございます。

各年度ごとに、プラスも含めて5段階の評価につきまして点数化いたしまして、その平均を出しているところでございます。

基準値といたしましては、すみません、先ほどの参考2のほうにお戻りいただきまして、参考2の、ページが書いておりませんが3枚目にございます基準値の引用の表がございます。こちらにございますとおり、得られた値が3.5以上4.1未満の場合には1.0でございますので、資料5の3ページにございますとおり22年度、23年度、24年度、それぞれ平均4.0でございますので、基準値はそれぞれ1.0となるところでございます。

平成25年度につきましても、先ほどの仮評価を踏まえますと1.0となるところでございますので、都合(2)の算定にございますとおり、在任期間の加重平均は1.0となるということで、業績勘案率は1.0ということで算定をしているところでございます。

こちらについて、御審議をお願いできればと思います。

○升田分科会長 ありがとうございました。

それでは、御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

これは平成25年度は仮評価ということですけれども、この「仮」という意味がなかなか難しいと思うのです。難しいというか、仮に本評価で本年度行った評価の結果これがこうではないとなったときにこれはどうなるのでしょうか。

- ○消費者庁地方協力課村松課長 それは覆るものではないのですけれども。
- ○升田分科会長 覆るかどうか、それはこれからの問題で。
- ○消費者庁地方協力課村松課長 念のため、例えばということでシミュレーションしてみますと、A評価とB評価があったとしても1.0は変更ございませんでして、例えば全てB評価、Bが82だとしても、1.0の結果には影響ございません。

影響が出てきますのは、例えばでございますけれども、Aが39でCが43といった評価になりますと、1.0という業績勘案率の値が変わってくるということでございますので、Aが39でCが43というような結果になる場合には、結果的に業績勘案率が変わってしまうというような形でございます。

- 〇升田分科会長 すみません。細かいことを言うようですけれども、その場合 4 月から 7 月いっぱいということになると、 1 年間の評価ではなくてそれの何分の 1 かになるとかそんな計算はするのですか。細かい点。
- ○消費者庁地方協力課村松課長 そうではなくて、年度評価は年度評価でございますので 1年間の評価。ただ、ウエイトのほう、4カ月でございますので、先ほどの3ページの一 番下にございますとおり、ウエイトとしては4カ月分ということできいてくるということ でございます。
- ○升田分科会長 なるほど、4カ月によっているわけですね。 という趣旨だそうです。いかがでしょうか。

特に国民生活センターのほうからは何かありますか。

- ○国民生活センター松本理事長 いえ、特にございません。よろしくお願いいたします。
- ○升田分科会長 よろしいでしょうか。

それでは、先ほど御説明ありました内容で了解すると。審議の結果、了解するというか 決定とさせていただきたいと思います。

それでは、本日予定されておりました項目というのはこれで終わりますけれども、ほかに何かございますでしょうか。

事務局のほうは。

○消費者庁地方協力課和智永課長補佐 それでは、資料6をご覧いただきまして、今後の 予定につきまして御説明させていただきます。

独法評価委員会及び分科会の開催予定といたしまして、今回、評価項目について御議論いただいたのですけれども、従来、例年7月目途で25年度業務実績につきましてこれらの評価項目を踏まえてヒアリングをさせていただくということでございます。それで、8月にそのヒアリングを踏まえた業績の評価が実施されるということが分科会の今後のスケジュールでございます。

評価委員会といたしましては、その分科会の評価を踏まえて各法人25年度業務実績評価報告が8月目途に実施されます。

その後、11月に次年度、27年度の概算要求状況及び26年度の上半期業務執行状況が聴取 されるという予定になっております。

以上でございます。

- ○升田分科会長 ありがとうございました。 最後ですが、国民生活センターのほうから何かございますか。
- ○国民生活センター松本理事長 特にございません。
- ○升田分科会長 よろしゅうございますか。

それでは、本日予定されておりました議題は全て終了いたしました。

これで、本日の分科会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。